

(別紙)

「京丹後市農村環境計画」に対する意見とそれに対する市の考え方

(敬称等は略)

項目 (ページ番号はパブリックコメント募集時の資料のもの)	意見要旨	考え方
表題、計画書全体	<p>表題「京丹後市農村環境計画」が本文の内容を的確に示していません。</p> <p>本文の構成比が悪く、「計画」部分が「地域の環境評価」に埋没しており、「計画」の内容を理解するのが困難です。</p>	<p>農村環境計画は、国の補助事業で全国一律の内容で策定するものであり、表題は定められているものです。</p> <p>合併に伴い、これまでになかった、市全体の評価となり、「地域の環境評価」の内容が多くなりました。また、農林水産省の「農村環境計画策定の手引き」にのっとり構成としているため、構成の変更、分冊等は困難です。</p>
目次	<p>2.1.5&2.1.6「既存アンケート結果の整理・分析」という題目は本文の内容を反映していません。</p> <p>なぜ、「20歳以上」と「高校生」を分離独立した項目とするのか。</p>	<p>「既存アンケート」としたのは、本計画策定時の調査ではないことを明示するためにこのように表示しています。</p> <p>「20歳以上」と「高校生」を分けたのは、元データがこの分類であったことと、定住人口の確保が市の大きな課題と考えたためです。</p>
1.1.1 背景 (P1)	<p>「環境への配慮」の「環境」は何を意味するのかが不明です。</p> <p>具体的な環境事例説明がなく、背景の理解が困難です。</p> <p>多面的機能などの抽象的表現が多用されて意味不明です。</p>	<p>「環境」は農業農村整備事業の推進にあたって行う、環境への配慮であるため、自然環境や景観を指しています。</p> <p>「多面的機能」とは、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成、文化伝承等、食料供給の機能以外の多面にわたる機能のことで、平成11年に成立した食料・農業・農村基本法から一般的に使用されています。</p>
1.1.2 位置づけ (P1)	<p>いつ、どこで、何をするのかという「目的」の説明がありません。</p>	<p>本計画は特定の事業というよりも農業農村整備事業全体を対象としています。</p> <p>予定事業は、現時点で想定される事業を、参考として取り上げているものであり、今後、</p>

		変更や追加もありえます。本計画策定後は、本計画に基づいて様々な農業農村整備事業に、具体的に反映されていきます。
1.1.3 本計画の対象(P2)	計画予定の対象地域の記述がありません。又、文章表現が曖昧です。	上に同じ
1.2 農村環境計画策定手順	図に示された手順には、現地調査項目がなく、地域の環境を考慮した整備方針や対応策は作成できません。	本手順は、事業の手順ではなく、本計画策定の手順を示しています。現地調査については、本計画に基づき、各事業実施の際に対応します。
(1)気象(P5)	海岸沿いに位置する丹後町間人の気象資料だけでは京丹後市の気象の特徴を十分に反映していません。	委員会で京都市と比較するよう助言があったため、このような形にしています。本市は広域であるため、代表地点として間人地点のみとしています。
(2)地形、(3)地質、(4)土壌(P6~11)	事業計画地の位置が各図に示されていません。	本計画は特定の事業のためのものではなく、農業農村整備事業全体を対象としています。
(5)水環境 河川(P12)	農地が多く分布するのは竹野川流域です。	竹野川流域という記載を追記します。
表2-5 生活環境の保全に関する環境基準(河川)(P13)、表2-7 久美浜湾の測定結果(P14)	BOD、SS、D0等の意味の理解が困難です。	語句の説明を追記します。
(6)植物(P17)	事業計画地の植生の現況説明がありません。文章が不統一です。	本計画は農業農村整備事業全体を対象とし、各事業計画地については、事業実施時にそれぞれ調査します。植生は土壌・地質などと比較して変化が大きいため、文献名・年次の記載に努めています。
丹後の野生の花(P19)	表2-9に掲載された市内の野生の植物の特徴の説明が全くなく、表の植物リストだけでは理解が困難です。	レッドデータとの照合を行い、該当するランクを追記しますが、植物の特徴については、種数が多いため、記載は控えます。
(7)動物(P20)	鳥類に関する文献調査が行われていません。	本計画では、比較的幅広く調査されている自然環境保全基礎調査を参考としており、鳥類に関する専門文献については、内容が膨大となるため、

		記載を控えます。
(7)動物 自然環境保全基礎調査 動植物分布調査(P22)	「弥栄町については、希少種が確認されなかった」は事実なのか？弥栄町を調査していないのではないかと。要注目種（希少種に含まれる）のトノサマガエル等が弥栄町で確認されなかったとは信じられません。	「これらの文献では弥栄町については、希少種が確認されなかった」と追記します。
河川水辺の国勢調査(P23～26)	表 2-12 と表 2-13 に掲載されている魚類と甲殻類の特徴の説明が全くありません。	種数が多いため、生物種ごとの説明は控えます。レッドデータブックカテゴリーの定義年を追記します。
(9)田んぼの生き物調査(P28～30)	表 2-17、表 2-18、分布図に関する説明がありません。	説明を追記します。誤りについては、修正します。
アンケート結果の図 2-4～2-13 (P33～37)	各生物の「過去」と「現在」の年代がいつなのか不明です。	アンケートは集落の代表者で主に 50 歳～60 歳以上の方を対象としています。「昔」とは回答者の子供の頃を指し、この世代の子供の頃は高度成長期以前であり、また、大規模な宅地開発やほ場整備が進む前となります。
農村景観(P42～43)	図 2-19～24 の景観写真位置図に掲載された写真の年代と文献が不明です。 景観写真の調査方法の説明がありません。これらの写真は文献引用或いは現地調査のどちらから得た写真ですか？	写真はすべて、本計画策定時の現地調査時の写真です。撮影年月を明記します。
2.1.3 社会環境 (P44～62)	「社会環境」の全ページの 42% (P44～47、P50～52、P61) は「自然環境」の記述が占めており、社会環境と自然環境が混同しています。	「農村環境計画策定の手引き」に国立公園等の指定公園や地域の史跡や文化財等は社会環境で扱うよう項目が設定されているため、それに合わせています。
(4)地域資源(P50～52)	表 2-24～2-26 に示す「京都の自然 200 選」は「自然環境」を説明しているものではありませんか。	「農村環境計画策定の手引き」に国立公園等の指定公園や地域の史跡や文化財等は社会環境で扱うよう項目が設定されています。「京都の自然 200 選」については、地形、地質、土壌などの自然環境とは区別し、地域の資源、文化財的に取り扱っています。
(6)歴史・文化(P58～60)	表 2-31～2-33 の文字が小さく判読困難です。	表示を修正します。説明文を追加します。

	歴史・文化の説明文がありません。	
2.1.4 生産環境(P63)	本文の内容は「生産」というよりも「産業・経済」を説明しているではありませんか。	「農村環境計画策定の手引き」の項目表示に合わせているため、「生産環境」という表現になります。
認定農業者 (P84)	認定農業者とはどんな制度なのか不明です。	説明を追記します。
(7)国営農地 (P90)	562 億円も投入された国営農地の現況説明がありません。	国営農地開発事業に関しては、事業主体である農林水産省で別途評価を行っています。なお、本計画書の対象となる農業農村整備事業は、便益が費用を上回っていることが、事業化の前提となっています。
P95 の図 2-38、P99 の図 2-41、P101 の図 2-42、P155 の図	各図が不明瞭で判読が困難であり、内容の理解も困難です。	修正します。
2.2 環境評価 (P109 ~ 116)	自然・社会・生産環境の特徴と問題点の「特徴と問題点」の表記が不適切です。	「特徴」に文章を修正します。
6. ゴミ問題(P113)	P44 ~ 62 の「社会環境」の項目に「ゴミ問題」項目も説明もない。 「ゴミ問題」の内容は文献調査、聞き取り調査、現地調査等、どのような調査によって導き出された結果なのか不明です。	具体的な調査は行っていませんが、委員会でゴミ問題に対する問題提起があったため、ここで取り上げています。
6. 耕地面積の減少と遊休農地の増加(P115)	P90 の(7)国営農地の項目には、耕地面積の減少と遊休農地の増加の文献も記述もありません。	耕作面積の減少と遊休農地の増加については、P.74 と P.79 に記載しています。 遊休農地の問題は国営農地だけではなく、全市的な課題となっています。
2.6 特徴と問題点の整理 (P116)	上記の表題が意味不明です。 図の「共通」と「農村振興」に選定された項目が適切でなく、まとめの内容が混乱しています。	委員会の進行上この表が必要となったため、掲載していましたが、ここでは不適当と考えられますので、削除します。
3.上位・関連計画における位置づけ (P117 ~ 122)	各ページの図は既存資料を転載しただけで、京丹後市の事業計画地の整備とどのように関連し、位置づけられているのか不明です。	説明を追記します。
4.1 環境特性の把握 (P124)	なぜ外来語の表記(アップオーバーレイ)を敢えて挿入するのか意味不明です。	外来語の表記を削除します。

4.1 環境特性の把握 (P124～126)	平地・里山・山地のゾーン分けは、ほ場整備等の計画地とどのような位置づけになっているか不明です。	本計画は特定の事業ではなく農業農村整備事業全体を対象としています。「ゾーン」という言葉は一般的な用語として使用していません。
表4-1 地域別環境特性一覧表 (P125)、p21の図	タイリクアキアカネという生物種は存在しません。	「第2回自然環境保全基礎調査」に種名が記載されており、原色日本昆虫図鑑下巻 P.38にも記載されています。
4.2 環境に関する専門家への聞き取り (P127～128)	聞き取り調査者がわずか一人だけでは、客観性のある報告にはなりません。	聞き取り調査が主目的ではなく、現況把握を補足するものとして、専門家の聞き取りを行っています。
P129～137の整備方針	P129～137の項目番号がそれ以外の項目番号と統一されていません。	キャッチフレーズ的な意味合いがあるため、を使用しています。
5. 環境保全の基本方針 (p129～131)	<p>整備前に「動植物・水質等の現地調査」「環境影響評価」「環境モニタリング」を行う方針はないのですか。</p> <p>工事中に往来する大型重機やダンプカーによる集落、公共道路の交通、水質汚濁、未整備の周辺ほ場等への影響評価等は検討しないのですか。</p> <p>「ビオトープ」の日本語名と意味の説明がありません。</p> <p>環境保全の利点だけが強調されており、問題点の指摘がありません。</p>	<p>土地改良法によって、調査を含めた環境配慮は必須であるため、整備前や工事の際には当然行います。ここでは、理念的な事項を記載していません。</p> <p>ビオトープの用語説明を行います。</p> <p>環境保全の基本方針では、市の環境保全の3つの柱を記載し、キャッチフレーズを設定する箇所です。問題点は後段の地域別整備方針で記載しています。</p>
6. 広域的整備方針 (P132～137)	<p>今後、耕作放棄地や遊休農地の増加が予想され、耕作中の農地とどのような方法で連続性をもった整備や環境・景観保全を行うのかという方針が示されていません。</p> <p>広域整備の費用対効果の検証は実施しないのですか。</p>	<p>耕作放棄地は解消しなければならない大きな課題で、農業・農村を守るための取り組みを総合的に考えていく必要があります。</p> <p>費用対効果は本計画では取り扱わず、各事業実施時にそれぞれ算定します。</p>
7.2. 里山ゾーン (P143)	ため池の整備方針に、大人の娯楽として魚釣り場の提供という多面的機能が検討されていません。	<p>農業用水利施設としての機能と利用者の安全性の確保を前提として、釣りという特定の娯楽に限定せず、親水性のある整備は必要と考えています。</p> <p>なお、ブラックバスやヘラブナなど、釣りの対象魚の放流は好ましくないと考えていま</p>

		す。
8.1.2 環境配慮事項の反映手順 (P158)	本報告書は「図 8-2 環境配慮の進め方」の中で、どの位置にあたるのか不明です。	本計画は市全体を対象としていますが、本フローは個別の地域で実践すべきものであることを追記します。
8.2.2 住民参加のための協力体制 (P161)	ため池やほ場等の整備を支援可能な NPO、自治会のリストがありません。また、住民参加のための協力体制をどのように立てるのかという具体的方法が不明です。	ここでは、整備ではなく、維持管理等のソフト活動を想定しています。 「農地・水・環境保全向上対策事業」を、平成 19 年度から取り組み、集落単位の支援を行う予定です。 この模式図は例であって、実際には各集落で異なってくると考えています。

意見に基づき、案は以下の内容に修正いたしました。(ページ番号は最終案のもの)

- ✓ P.12 5行目「農地が多く分布するのは川上谷川である。」 「農地が多く分布するのは川上谷川流域や竹野川流域である。」
- ✓ P.13 注釈に「BOD：水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。
SS：水中に浮遊している直径 2mm 以下の粒子状物質の量を表したもので、水の濁りを表す指標。
DO：水中に溶け込んでいる酸素の量。」を追加
- ✓ P.24 4行目「ただし、弥栄町については、希少種は確認されなかった。」 「ただし、これらの文献では弥栄町については、希少種は確認されなかった。」
- ✓ P.28 表 2-14、表 2-15 下にレッドデータブックカテゴリーの定義年、京都(2002)、環境省(1997)を追記。
- ✓ P.30 5行目「整備後年数を経て、複数の魚類や両生類が確認されている。竹野川流域内の調査地点では、ナマズ、メダカ、フナ類、ドジョウ、ヨシノボリ類、タモロコなど多くの種数が確認されている。また、川上谷川流域内の調査地点では、各地点の確認種数は竹野川流域内よりも少ないが、ドジョウやタカハヤ、フナ類などが確認されている。」を追記。
- ✓ P44～P45 に「2005 年 9 月現地調査時撮影」と追記
- ✓ P60 3行目に「市の指定文化財としては、内山の大ブナやアベサンショウウオ、鳴き砂などが、国指定の文化財としては郷村断層が、府指定としてはアベサンショウウオ基準産地が天然記念物に指定されている。」を追記
- ✓ P.89 2行目に「認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が地域の実状に応じて効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標

を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度である。」と追記

- ✓ P.114 2行目「2.3 自然環境の特徴と問題点」 「2.3 自然環境の特徴」
- P.117 1行目「2.4 社会環境の特徴と問題点」 「2.4 社会環境の特徴」
- P.119 1行目「2.5 生産環境の特徴と問題点」 「2.5 生産環境の特徴」

- ✓ P.121 4行目「本農村環境計画の農林業に関する上位計画としては、「新京都府農林水産振興構想ふるさとビジョン（平成14年）」、環境に関する上位計画としては、「京都府環境基本計画（平成10年9月）」、「環の公共事業行動計画」が位置づけられる。また、市に関する上位計画としては「京丹後市総合計画（平成18年3月）」が位置づけられる。」を追記。

- ✓ P128 3行目 「環境質毎に作成した図面を重ね合わせ（マップオーバーレイ）」 「環境質毎に作成した図面を重ね合わせ」

- ✓ P133 項目の末尾 注釈「*ピオトープとは、生物的・非生物的要素の分布状態などによって他と区別される動植物の生息場所。」を追記。

- ✓ P162 6行目 「なお、本フローは事業の実施対象となる各地域で実践するものとなる。」を追記